## 令和5年7月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和5年7月28日(金)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時15分

2 開催場所

尾張旭市役所 201会議室(南庁舎2階)

3 出席委員

農業委員11名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

1名

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、課長補佐、主查2名

7 議題等

第13号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第15号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見

について

報告事項11 農地法第5条の規定による届出の専決について

報告事項12 現況証明願出の専決について

8 会議の要旨

会	長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございま
		す。
		それでは、ただいまの出席委員は、11名です。
		定足数に達しておりますので、これより7月の農業委員会総会を開催
		します。
		これより議事に入ります。
		総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させてい
		ただきますが、ご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声】
会	長	異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事
		録署名者は、若杉 滿委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。
		本日の付議事件は、第13号議案「農地法第3条の規定による許可申
		請について」が1件、第14号議案「農地法第5条の規定による許可申
		請について」が2件、第15号議案「農業経営基盤の強化の促進に関す

	る基本的な構想に対する意見について」が1件でございますのでよろし
	くお願いします。
	それでは早速ですが、第13号議案「農地法第3条の規定による許可
	申請について」、事務局より説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第13号議案「農地法第3条の規定による許可申請につい
	て」説明します。
	この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員
	会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきまして
	は、別紙調書のとおりでございます。
	【調書を朗読】
	第13号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準
	からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく
	お願いします。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いしま
	す。
若杉 滿	7月19日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。
委 員	申請地は本地原中央通り南栄町交差点から300m程西に位置して
	います。周辺は現在畑として耕作されており、北側及び西側は道路、南
	側及び東側は畑となっています。
	申請内容は所有権の移転で、譲渡人の営農が高齢により困難となった
	こと、自宅から近く譲受人の農業経営規模拡大をはかることが可能であ
	ることが申請の理由です。
	申請者は自己所有地で耕作しており、農機具等の所有状況や農作業経
	験から見て許可基準を満たしていると考えます。
	また、譲受人は高齢となっていますが、譲渡人、譲受人に聞き取りを
	行ったところ、孫が3人おり、それぞれが農業に関係した事業を行って
	いるとのことですので、営農に支障はないと思われます。
	以上のことから調査員の意見としては、許可相当であると考えます。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。
	第13号議案について、何か質問はございませんか。
	【質疑応答】
水野政起	調書の経営面積と営農計画書の耕作状況の面積が異なっているのは
委 員	なぜですか。
若杉 滿	調書の面積は、市道の拡幅用地である非耕作地が含まれた面積となっ
委 員	ているためです。
松原八壽雄	取得金額が高額に思いますが、問題ありませんか。
委 員	
若杉 滿	高額に感じますが、地権者同士での取り決めのため、許可にあたり問
委 員	題はないと判断しました。

会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。
	第13号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【拳手全員】
会 長	挙手全員により、第13号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第14号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」 事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第14号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。 【番号1 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。番号1の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いしま す。
森下幸夫	7月18日に水野政起委員と現地を調査しました。 本件は3月の定例総会で農用地利用計画の変更として承認を受けたものになります。 今回は当該農地についての農地転用の申請で、申請場所は東印場町交差点を北に向かい、多機能型事業所くすのきを東に150m程進んだ場所で、周辺は宅地化が進んでいます。 申請内容は土地所有者の孫の分家住宅です。転用の目的は使用借人は4人家族で借家に住んでいますが、手狭になり住宅を建てることになりました。使用借人に所有地はなく、父も住居敷地以外所有していないことから、祖母の所有地の中で本家まで歩いて5分の本件土地を最適な場所として決定しました。通路を挟んで東側には住宅があり、農営について周辺に影響を及ぼすことはありません。生活排水は浄化槽を設置し、雨水とともに東側の水路に放流します。西側の農地に接する境界はブロック積みで土砂が流れないように計画されております。以上のことから調査員の意見としては、本件については許可相当と考えます。

会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。
	番号1について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、これより採決に移ります。
	番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【举手全員】
会 長	挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりま 、 た
	した。
-m - 1 b.t.	続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
課長補佐	【番号2 調書を朗読】
	また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都
	市計画法の申請がされています。
	その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調
	査された委員の方から説明をよろしくお願いします。番号2の説明は以
A ==	上でございます。
会長	- それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いしま 、
	す。
飯沼勝則	7月19日午後に若杉滿委員と調査しました。申請場所は中央通りを
委 員	南進し、南栄町交差点を左折、約30m進んで右折したところです。周
	辺状況は住宅と雑種地が混在しており、西側は市道、南側は民家、北側
	は市道に隣接しています。
	申請目的は診療所の開所で、歯の治療を通じた近隣住民の生活向上を
	目的としています。選定理由として、近隣には住居が多くあり、多くの
	利用が見込まれること、必要な面積を確保できること、市営バス、名鉄
	バスが通っており、交通の利便性がよいこと、近くに愛知医大が存在す
	ることがあります。
	周辺への影響については、西側市道に側溝があるため、雨水、汚水は
	集積箱を経由して側溝に流します。また、隣接する農地はなく、万一付
	近へ被害を及ぼす行為が発生した場合は、責任を持って解決する旨の記
	載があるため、調査員の意見としては許可相当と判断しました。
会 長	報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。
	番号2について、何か質問はございませんか。
	【質疑応答】
松原八壽雄	この土地が駐車場の一部として使われていた場合は無断転用になり
委 員	ますが、そういったことはありませんか。
飯沼勝則	今回調査した際は駐車場として使われていませんでしたが、耕作もさ
委 員	れていない土地でした。季節によって状況は変わるかもしれませんが、
	無断転用ではないようです。

会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。
	番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【拳手全員】
会 長	挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりま
	した。
	続いて、第15号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な
=== == 1.4.11.	構想に対する意見について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	第15号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対
	する意見について」説明をします。
	この議案は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づく農業経営
	基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更を行うに当たり、農業経
	営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、尾張旭市農業委員会     の意見を求めるものでございます。
	の息兄を求めるものでこさいます。 それでは、計画の概要について担当より説明させていただきます。
	【計画概要の説明】
	第15号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議お願いしま!
	す。
水野政起	次回からは新旧対照表を添付していただきたいと思います。
委 員	
事務局	次回からは添付させていただきます。
水野政起	変更箇所についての確認です。「農業経営基盤促進事業に関する事項」
委 員	の「1 利用権設定等促進事業に関する事項」が「1 第18条第1項
	の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の
	基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項に関する事
	項」に変わったということでよろしいですか。
事務局	「1 利用権設定等促進事業に関する事項」については「5 利用権
	の設定等」に移動し、新たに「1 第18条第1項の協議の場の設置の
	方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第
	3項第1号に掲げる事業に関する事項に関する事項」を追加しました。
水野政起	確認ですが、「5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育
委 員	成に関する事項」が削除され、「第3 第2及び第2の2に掲げる事項
	のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」が新設されたとい
<b>東</b> 敦巳	うことでよろしいですか。
事務局	そのとおりです。
松原八壽雄	5ページから7ページにかけて経営規模や生産方式等が記載されて
委 員	いますが、特に畑地については地下水のコントロールが重要であるた
	め、どこが畑に適しているかを具体的に示したものがあるとよいと思い

	ます。
課長補佐	この基本構想については、愛知県の基本方針を基に尾張旭市の規模に
	換算しています。具体的な事柄については、基本構想とは別にそれぞれ
	確認していきたいと思います。
松原八壽雄	スプリンクラー等でコストをかけるのも難しいと思うので、畑に向く
委 員	土地かどうかの情報は大事だと思います。
水野洋子	確かに、ある程度の水が確保できないと畑はやっていけません。
委 員	
事務局次長	田と畑が混在している地域が多いため、まとめるのは難しいように思
	います。
水野政起	1ページに農業の現状について記載されているため、基本構想として
委 員	はこれでよいと思います。
松原八壽雄	実際は水田と畑を組み合わせているように思います。
委 員	
課長補佐	今回の基本構想は基本的な事項の記載までに留めているため、具体的
	な事柄は他の計画等で補完していくことになると思います。
飯沼勝則	担い手が決まらないと、その土地を何で利用するかが決まらないた
委 員	め、担い手の確保が重要だと思います。
水野政起	今回、担い手の確保に関する部分も変更されています。
委 員	
若杉 滿	今回は基本構想なのでそれぞれの思いは地域計画に反映させる方が
委 員	よいと思いますが、集積と担い手の確保は難しい問題だと思います。
松原八壽雄	全てを一緒に考えると難しくなってしまうため、担い手のことと土地
委 員	のことは分けて考えればよいと思います。
会 長	様々な意見をいただきましたが、事務局で検討して反映するというこ
	とでよろしいですか。
松原八壽雄	意見については、今回の基本構想に入れるべきということではありま
委 員	せん。そういった取組みが大事だということをお伝えしました。
事務局長	基本構想とは別で、いただいた意見を参考に農業の振興、農地の保全
	については引き続き考えていきたいと思います。
水野政起	基本構想としてはまとまっており、これでよいと思います。
委 員	
会 長	他に質問もないようですので、第15号議案「農業経営基盤の強化の
	促進に関する基本的な構想に対する意見について」賛成のかたは挙手を
	お願いします。
委 員	【拳手全員】

会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。
五以	次に報告事項に移ります。報告事項11「農地法第5条の規定による
	届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
知 巨 壮	
課長補佐	それでは、報告事項11「農地法第5条の規定による届出の専決につ
	いて」説明させていただきます。
	農地法第5条による届出が、11件で5,472平方メートル、主な
	概要は、東山町地内 外 で一般個人住宅 9件、露天駐車場 1件、
	その他サービス 1件です。
	これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事
	務局において審査し、受理していることを報告します。
会 長	続きまして、報告事項12「現況証明願出の専決について」事務局よ
	り説明をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項12「現況証明願出の専決について」説明させて
	いただきます。
	現況証明とは、登記簿上の地目が農地である土地について、現況が農
	地以外のものであることを農業委員会が証明するものです。
	それでは、調書の説明に入ります。
	【調書説明】
	証明の基準につきましては、「尾張旭市現況証明事務処理基準」に基
	づいて判断しています。
	判断の基準としましては、願出地が、農業振興地域整備計画における
	農用地区域内にあること、建物の敷地ではなく、土地の区画形質の変更
	が容易であり、20年間以上継続して農地以外に利用されていることを
	公的に証明するのが困難であり、現況証明の対象とならないことから、
	要件を満たさず、既に事務局長の専決処分にて証明できない旨通知した
	ことを報告します。
	説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
	【質疑応答】
水野政起	報告事項11の農地について、一般個人住宅で面積が非常に少ないも
委 員	のがあるがなぜですか。
課長補佐	一部のみが農地であり、農地部分のみの面積を記載しているためで
	す。
会 長	他に質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了い
	たしました。
	その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。
	事務局からのお知らせは以上ですが、事務局を代表して事務局長から
	一言お礼のあいさつをさせていただきます。

事務局長	本日の定例会で任期満了を迎える農業委員の皆様につきましては、き
	め細やかな現地調査や総会での活発な議論など、本市の農業振興・農地
	の保全について大変なご尽力をいただき、誠にありがとうございまし
	た。本市の田園に近い住環境は非常に魅力があると考えているところで
	すので、今後におきましても、本市の農業振興・農地の保全について、
	ご指導・ご支援をいただきますようお願いをいたします。
	また、引き続き委員をお引き受けいただく皆様につきましては、改め
	まして3年間よろしくお願いいたします。
会 長	それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。
	次回農業委員会は8月28日(月)午後1時30分から201会議室
	にて開催を予定しております。
	これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでござ
	いました。